

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和6年4月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート長浜祇園店 長浜市祇園町298番1 ほか
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 周辺の交通環境保持に留意していただくとともに、貴社員等に対して交通安全啓発や通勤経路、搬入経路の指導に努めてください。
 - (2) 早朝・深夜の騒音にご留意ください。
 - (3) 自動車の駐車部分の面積が500平方メートル以上である駐車場の構造および設備は、他法令の規定の適用がある場合における当該規定のほか、道路交通の円滑化等を目的として制定された駐車場法（昭和32年法律第106号）および駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）で定める技術的基準によらなければなりませんので、ご留意ください。なお、必要により公安協議等を行ってください。
 - (4) 長浜市屋外広告物条例（平成23年長浜市条例第45号）に定める第5・6種地域に位置します。屋外広告物の表示または掲出については、長浜市屋外広告物条例および長浜市屋外広告物条例施行規則（平成24年長浜市規則第6号）に定める許可基準に適合させるとともに、同条例に定める許可申請が必要な場合は、屋外広告物の表示または掲出の前に許可申請をし、許可を受けてください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 令和6年4月2日から令和6年5月2日まで